長野県報

3月24日（月）
令　和　７　年
（２０２５年）
第 594 号

目　　次

規　則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則（国際交流課）…… 2
長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（県民の学び支援課）…… 2
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）…… 2
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 3
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 3
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 53
住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 55
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 55
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 57
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 58
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局） 59
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 59
長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 60

告　示

都市計画事業の事業計画の変更認可（水道・生活排水課）…… 60
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）…… 61
長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）…… 61
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…… 61
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（３件）（砂防課）…… 61
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）…… 63
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）…… 63
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）…… 64
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 64

公　告

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・ＩＴ振興課）…… 65
県営土地改良事業の工事の完了（４件）（農地整備課）…… 66
土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市・まちづくり課）…… 67
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）…… 67

訓　令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）…… 68

規　　則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第７号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成19年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「が住所」を「が住所又は通勤若しくは通学のために居所」に、「以下この条」を「第４号」に、「住所を有する市町」を「住所等を有する市町」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第３号を次のように改める。

⑶　知事を経由して一般旅券の発給若しくは渡航先の追加の申請、紛失若しくは消失の届出又は返納（以下この号及び次号において「一般旅券の発給の申請等」という。）をすることが、当該一般旅券の発給の申請等をしようとする者の利便性を考慮して適当と知事が認める場合。

第２条第４号中「住所を有する市町」を「住所等を有する市町」に改める。

附　則

この規則は、令和７年３月24日から施行する。

国際交流課

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第８号

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則（平成22年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「法人」を「法人（法第68条第１項に規定する公立大学法人（以下「大学」という。）を除く。次条第１項、第９条、第10条及び第12条第１項から第３項までにおいて同じ。）」に改める。

第８条第１項中「（法第68条第１項に規定する公立大学法人（以下「大学」という。）を除く。以下この項、次条、第10条及び第12条第１項から第３項までにおいて同じ。）」を削り、同条第２項中「当該報告書が前項の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる」を「中期計画に定めた」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

県民の学び支援課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第１号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１の長野県更級農業高等学校の項中「施設園芸科」を「施設園芸科
地域園芸科
植物活用科
食農科学科」に改め、同表の長野県

飯田ＯＩＤＥ長姫高等学校の項中「普通科
基礎工学科」を「普通科」に改め、同表の長野県下伊那農業高等学校の項中「アグリサービス科」を「アグリサービス科
栽培科学科
地域資源科
生物活用科」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

高校教育課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第４号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第１条　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「同条第４項」を「同条第５項」に改める。

第10条第２項第７号中「同条第９項」を「勤務時間条例第２条第９項」に改める。

第11条第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「次号及び第３号に掲げる職員」に改め、同条に次の１号を加える。

⑶　任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員　100分の 262.5

別表第１の任期付研究員条例第５条第１項の給料表の項中「第５条第４項」を「第５条第５項」に改める。

（任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第２条　任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「以下」を「次条第１項及び第３条において」に改め、「第７条第４項及び」を削る。

第３条及び第４条を削り、第５条を第３条とし、第６条を第４条とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（長野県人事委員会事務処理規則の一部改正）

２　長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第２の 16 の⑸中「第５条」を「第３条」に改める。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第５号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の７」を「第41条の５」に改める。

第15条第１項中「なつた者が」の次に「行政職給料表８級以上職員等（一般職員給与条例第８条第３項第２号、学校職員給与条例第11条第３項第２号又は警察職員給与条例第８条第３項第２号の規定の適用を受ける職員をいう。第28条第１項において同じ。）である

ときは零、」を加え、「、３」を「３」に改める。

第27条の見出し中「以上」を削り、同条第１項第１号を削り、同項第２号中「以上」を削り、同号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同項第４号を同項第３号とし、同条第２項中「以上」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（行政職給料表の８級以上の職員に相当する職員等）

第27条の２　一般職員給与条例第８条第３項第２号に規定する人事委員会が定める職員は、次の各号に掲げる一般職員とする。

⑴　研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの

⑵　医療職給料表⑴の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの

２　警察職員給与条例第８条第３項第２号に規定する人事委員会が定める警察職員は、一般職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の級が８級であるものとする。

第28条第１項中「第８条第３項」を「第８条第３項第１号」に、「第11条第３項」を「第11条第３項第１号」に、「で第２号」を「及び行政職給料表８級以上職員等で第２号」に、「及び」を「並びに」に、「高齢層職員を」を「高齢層職員及び行政職給料表８級以上職員等を」に改め、同項第１号中「高齢層職員」の次に「及び行政職給料表８級以上職員等」を加え、同条第３項中「７級以上」を「７級」に、「８級以上」を「８級」に、「前条各項」を「第27条各項」に改める。

第38条第２項第１号を次のように改める。

⑴　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

第38条の２第２項第４号中「８級地」を「６級地」に改める。

第39条の２第１項第１号中「第19条第３項」を「第19条第２項」に改める。

第39条の５を削る。

第40条の４各号列記以外の部分を次のように改める。

第40条の４　一般職員給与条例第19条第２項に規定する人事委員会が定める職員は、次に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる職員とする。

第40条の５第１項中「第19条第３項」を「第19条第２項」に改める。

第41条第５号を削る。

第41条の２第１項中「第３項各号に掲げる」を「第３項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び第41条の４において」を削り、同条第３項中「次の各号に掲げる通勤手当とし、同項」を「１箇月当たりの運賃等相当額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）（一般職員給与条例第19条第１項第３号ただし書の規定により、同項第２号に定める額が支給される職員に係るものを除く。）及び同号に定める額（同項第３号ただし書の規定により、同項第１号に定める額が支給される職員に係るものを除く。）をその支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）の月数で除して得た額の合計額（次条第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、一般職員給与条例第21条第３項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第41条の３第２項中「交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

⑴　１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）につき、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

⑵　１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合　15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第41条の３第３項中「から」を「から人事委員会の定めるところにより」に改める。

第41条の６及び第41条の７を削る。

附則に次の２項を加える。

（一般職員改正条例附則第４項の規定が適用される間の読替え）

10　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間は、第37条の２中「一般職員給与条例第13条に規定する」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第８号）附則第４項の規定により読み替えられた一般職員給与条例（以下「読替え後の一般職員給与条例」という。）第13条に規定する職務の級が行政職給料表の９級に相当する職員として」と、第37条の３中「一般職員給与条例」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例」と、第38条第２項中「一般職員給与条例第14条第１項」とあるのは「読替え後の一般職員給与条例第14条第１項」とする。

（行政職給料表の８級以上の職員に相当する職員）

11　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第８号）附則第４項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第13条に規定する職務の級が行政職給料表の８級以上に相当する職員として人事委員会が定める職員は、第37条の２及び第37条の３に規定する職員とする。

別表第３中

「

高校卒	３　高校２卒	⑴　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 ⑵　改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限２年のものに限る。）の卒業 ⑶　旧電気事業主任技術者資格検定規則による第３種資格検定試験の合格
中学卒	中学卒	⑴　学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 ⑵　外国における中学校の卒業（通算修学年数が９年以上となるものに限る。） ⑶　旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業 ⑷　旧海員学校（「中学卒」を入学資格とする修業年限１年又は２年のものに限る。）の卒業

」を

「

高校卒	３　高校２卒	⑴　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 ⑵　改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限２年のものに限る。）の卒業 ⑶　旧電気事業主任技術者資格検定規則による第３種資格検定試験の合格

」に改め、同表の備考の１中「、高校卒の２　高校３卒の項の⑴及び中学卒の中学卒の項の⑴」を「及び高校卒の２　高校３卒の項の⑴」に改める。

別表第４中

「

１　国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは外国政府の職員としての期間	⑴	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	⑵	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
２　民間経歴の期間	⑴	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	⑵	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下

」を

「

１　国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員等としての期間	⑴	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	⑵	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下

」に、「３」を「２」に、「４」を「３」に改める。

別表第５中

「

高校卒（12年）	中学卒（９年）
＋９年	＋12年
＋６年	＋９年
＋６年	＋９年
＋６年	＋９年
＋５年	＋８年
＋４年	＋７年
＋３年	＋６年
＋２年	＋５年

を

「

高校卒（12年）
＋９年
＋６年
＋６年
＋６年
＋５年
＋４年
＋３年
＋２年

」に改める。

＋１年	＋４年
＋１年	＋４年
	＋３年
－１年	＋２年
－３年	

」

＋１年
＋１年
－１年
－３年

」

別表第７を次のように改める。

（別表第７）（第21条関係）

昇格時号俸対応表

ア　行政職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	

28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		

66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	67				
87	35	47	46	68				
88	35	48	46	68				
89	35	48	47	69				
90	36	48	47	70				
91	36	48	47	71				
92	36	48	47	72				
93	37	49	47	73				
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					

104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ　研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2

14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7

52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22	31	
83	38	23	32	
84	38	24	32	
85	39	25	32	
86	39	25	33	
87	40	25	33	
88	40	25	33	
89	41	26	34	

90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

ウ　医療職給料表⑴昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5

42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	

80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

エ　医療職給料表⑵昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7

30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	

68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	32	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	33	
82	42	54	63	39	33	
83	43	55	64	39	34	
84	43	55	64	39	34	
85	43	55	65	39	35	
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			

106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

オ　医療職給料表⑶昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7

32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29

70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	34
92	68	64	80	60	34
93	69	65	81	60	35
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	

108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			

146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

カ　教育職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1

12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	2
22	2	1	5	2
23	3	1	6	2
24	4	1	6	2
25	5	1	7	2
26	6	1	7	2
27	7	1	8	2
28	8	1	8	2
29	9	1	9	3
30	10	1	10	3
31	11	1	11	3
32	12	1	12	3
33	13	1	13	3
34	14	2	14	3
35	15	3	15	3
36	16	4	16	4
37	17	5	17	4
38	18	6	18	4
39	19	7	19	4
40	20	8	20	4
41	21	9	21	4
42	22	10	22	4
43	23	11	23	4
44	24	12	24	4
45	25	13	25	4
46	25	14	26	5
47	25	15	27	5
48	26	16	28	5
49	26	17	29	5

50	26	17	30	5
51	27	18	31	5
52	27	18	32	5
53	27	19	33	5
54	28	19	34	5
55	28	20	35	6
56	28	20	36	6
57	29	21	37	6
58	29	21	38	6
59	29	21	39	6
60	30	22	40	6
61	30	22	41	6
62	30	22	41	6
63	31	23	42	6
64	31	23	42	7
65	31	23	43	7
66	32	24	43	7
67	32	24	44	7
68	32	24	44	7
69	33	25	45	7
70	33	25	45	7
71	33	26	45	7
72	33	26	46	7
73	34	27	46	7
74	34	27	46	7
75	34	28	47	7
76	34	28	47	7
77	35	29	47	7
78	35	29	48	7
79	35	30	48	7
80	35	30	48	7
81	36	31	49	7
82	36	31	49	8
83	36	32	50	8
84	36	32	50	8
85	37	33	51	8
86	37	33	51	
87	37	33	52	

88	38	34	52	
89	38	34	52	
90	38	34	52	
91	39	35	52	
92	39	35	52	
93	39	35	52	
94	40	36	52	
95	40	36	52	
96	40	36	52	
97	41	37	52	
98	41	37	52	
99	41	37	52	
100	41	37	52	
101	41	38	52	
102	41	38	52	
103	42	38	52	
104	42	38	52	
105	42	39	52	
106	42	39		
107	42	39		
108	42	39		
109	43	40		
110	43	40		
111	43	40		
112	43	40		
113	43	41		
114	43	41		
115	44	41		
116	44	41		
117	44	42		
118	44	42		
119	44	42		
120	44	42		
121	45	43		
122	45	43		
123	45	43		
124	45	43		
125	45	43		

126	46	44		
127	46	44		
128	46	44		
129	46	44		
130	46	44		
131	47	45		
132	47	45		
133	47	45		
134	47	45		
135	47	45		
136	48	46		
137	48	46		
138	48	46		
139	48	46		
140	48	46		
141	49	47		
142	50			
143	51			
144	52			
145	53			
146	53			
147	53			
148	54			
149	54			
150	54			
151	55			
152	55			
153	55			
154	56			
155	56			
156	56			
157	57			

キ　教育職給料表⑵昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1

42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	
65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	1	
71	38	1	
72	38	1	
73	39	1	
74	39	2	
75	40	3	
76	40	4	
77	41	5	
78	41	6	
79	42	7	

80	42	8	
81	43	9	
82	43	10	
83	44	11	
84	44	12	
85	45	13	
86	45	14	
87	46	15	
88	46	16	
89	47	17	
90	47	18	
91	48	19	
92	48	20	
93	49	21	
94	49	22	
95	50	23	
96	50	24	
97	51	25	
98	51	26	
99	52	27	
100	52	28	
101	53	29	
102	53	30	
103	54	31	
104	54	32	
105	55	33	
106	55	34	
107	56	35	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	

118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	41	
125	61	41	
126	61	41	
127	61	41	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	42	
132	62	42	
133	62	42	
134	62	42	
135	62	42	
136	62	42	
137	63	42	
138	63	42	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	43	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

ク　教育職給料表(3)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1

37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	1	2
63	46	1	3
64	46	1	4
65	47	1	4
66	47	2	4
67	48	3	4
68	48	4	4
69	49	5	5
70	49	6	5
71	50	7	5
72	50	8	5
73	51	9	5
74	51	10	6

75	52	11	6
76	52	12	6
77	53	13	6
78	53	14	6
79	53	15	7
80	54	16	7
81	54	17	7
82	54	18	
83	55	19	
84	55	20	
85	55	21	
86	56	22	
87	56	23	
88	56	24	
89	57	25	
90	57	26	
91	58	27	
92	58	28	
93	59	29	
94	59	30	
95	60	31	
96	60	32	
97	61	33	
98	61	34	
99	61	35	
100	61	36	
101	62	37	
102	62	38	
103	62	39	
104	62	40	
105	63	41	
106	63	42	
107	63	43	
108	63	44	
109	64	45	
110	64	46	
111	64	47	
112	64	48	

113	65	49	
114	65	50	
115	65	51	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	53	
119	66	54	
120	66	54	
121	67	55	
122	67	55	
123	67	56	
124	67	56	
125	68	57	
126		57	
127		58	
128		58	
129		59	
130		59	
131		60	
132		60	
133		60	
134		60	
135		60	
136		60	
137		60	
138		60	
139		60	
140		61	
141		61	
142		61	
143		61	
144		61	
145		61	
146		61	
147		61	
148		61	
149		62	
150		62	

151		62	
152		62	
153		63	
154		63	
155		63	
156		63	
157		64	

ケ　学校栄養職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8

29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34

67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	

105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

コ　事務職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18

31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38

69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46	67	
87	35	47	46	68	
88	35	48	46	68	
89	35	48	47	69	
90	36	48	47	70	
91	36	48	47	71	
92	36	48	47	72	
93	37	49	47	73	
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		

107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

サ　警察職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2

17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	

55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	75			
87	75	75	63	52	76			
88	76	76	64	52	76			
89	77	77	65	53	77			
90	78	78	66	53	77			
91	79	79	67	53	78			
92	80	80	68	54	78			

93	81	81	69	54	79			
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					

131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

シ　一般職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3

21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	

59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46	67			
87	35	47	46	68			
88	35	48	46	68			
89	35	48	47	69			
90	36	48	47	70			
91	36	48	47	71			
92	36	48	47	72			
93	37	49	47	73			
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				

97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

ス　警察研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	2	1	2
27	3	1	3
28	4	1	4
29	5	1	5
30	6	1	6
31	7	1	7
32	8	1	8
33	9	1	9
34	10	1	10
35	11	1	11
36	12	1	12
37	13	1	13
38	14	1	13
39	15	1	14
40	16	1	14
41	17	1	15
42	17	2	15
43	18	3	16
44	18	4	16

45	19	5	17
46	19	6	18
47	20	7	19
48	20	8	20
49	21	9	21
50	22	9	21
51	23	9	21
52	24	10	22
53	25	10	22
54	25	10	22
55	26	11	23
56	26	11	23
57	27	11	23
58	27	12	24
59	28	12	24
60	28	12	24
61	29	13	25
62	29	13	25
63	29	14	26
64	30	14	26
65	30	15	26
66	30	15	26
67	31	16	27
68	31	16	27
69	31	17	27
70	32	17	28
71	32	17	28
72	32	18	28
73	33	18	29
74	33	18	29
75	34	19	29
76	34	19	30
77	35	19	30
78	35	20	30
79	36	20	31
80	36	20	31
81	37	21	31
82	37	22	31

83	38	23	32
84	38	24	32
85	39	25	32
86	39	25	33
87	40	25	33
88	40	25	33
89	41	26	34
90	41	26	
91	42	26	
92	42	26	
93	43	27	
94	43	27	
95	44	27	
96	44	27	
97	45	28	
98	46	28	
99	47	28	
100	48	28	
101	49	29	
102	50	29	
103	51	29	
104	52	30	
105	53	30	
106	53	30	
107	53	30	
108	54	30	
109	54	31	
110	54	31	
111	55	31	
112	55	31	
113	55	31	
114	56	32	
115	56	32	
116	56	32	
117	57	32	
118	57	32	
119	58	33	
120	58	33	

121	59	33	

（備考）　これらの表の昇格後の号俸欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（切替日における昇格又は降格の特例）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第21条又は第23条の規定を適用する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

３　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第８号。以下「一般職員改正条例」という。）附則第３項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第34号。次項において「学校職員改正条例」という。）附則第３項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第38号。次項において「警察職員改正条例」という。）附則第３項に規定する人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員は、切替日前において規則第16条又は第17条の規定により号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるものとする。

４　切替日前において昇格をした職員及び給料表異動職員等（切替日前において規則第24条第３項の規定により号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの及び前項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）のうち、切替日において行政職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が８級以上であるもの、教育職給料表⑴の適用を受ける学校職員でその職務の級が５級であるもの及び警察職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の級が９級であるもの並びにこの規則による改正後の職員の給与に関する規則（附則第７項及び第９項において「改正後の規則」という。）第27条の２第１項各号に掲げる職員及び同条第２項に規定する警察職員（第１号において「行政職給料表８級以上職員等」という。）であるもの（切替日において昇格をした職員及び給料表異動職員等であって号俸を決定する際の計算の過程において切替日に昇格をしたこととなるものを除く。）の切替日における号俸（以下この項において「新号俸」という。）については、一般職員改正条例附則第３項、学校職員改正条例附則第３項又は警察職員改正条例附則第３項の規定により、次に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

⑴　切替日前において昇格（行政職給料表８級以上職員等の職務の級への昇格に限り、給料表異動職員等にあっては、号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この号において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が２回以上あった場合にあっては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として規則第５章から第９章までの規定を適用した場合に得られる号俸が一般職員改正条例附則第２項、学校職員改正条例附則第２項又は警察職員改正条例第２項に定めるところにより決定される新号俸より有利な職員については、当該得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則第21条又は第22条の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

⑵　前号の規定に該当する職員のうち、切替日前における号俸の決定について個別に人事委員会と協議して決定された職員にあっては、同号の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議してその者の新号俸を決定することができる。

５　任命権者は、号俸の調整について、前２項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号俸の調整）

６　任命権者は、切替日前に選考の結果に基づいて新たに職員となった者の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会と協議して必要な調整を行うことができる。

（切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員の号俸の調整）

７　任命権者は、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となり、改正後の規則別表第４の適用を受けて号俸の決定がされたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会と協議して必要な調整を行うことができる。

（切替日から令和10年３月31日までの間における地域手当）

８　一般職員改正条例附則第５項の規定による人事委員会が定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会が定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

⑴　１級地　100分の 20

⑵　２級地　100分の 16

⑶　３級地　100分の 14

⑷　６級地　100分の 1.6

９　一般職員改正条例附則第５項後段の人事委員会が定める級地は、改正後の規則第38条の２第２項各号に掲げるとおりとする。

（切替日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

10　切替日前から引き続き職員（一般職員改正条例の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第６号）第19条第１項第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額（同項第３号ただし書の規定により、同項第２号に定める額が支給される職員に係るものを除き、２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同号に規定する額（同条第１項第３号ただし書の規定により、同項第１号に定める額が支給される職員に係るものを除く。 以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）をその支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち、交通機関等及び同条第１項第２号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の１箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が５万5,000円を超える場合のもので、切替日の前日及び切替日を含む支給単位期間等（改正前の規則第41条の２第１項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

11　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の１箇月当たりの運賃等相当額、改正前の自動車等の利用に係る額及び改正前の１箇月当たりの特別料金等相当額の合計額から、５万5,000円及び当該合計額と５万5,000円との差額の２分の１に相当する額（その額が３万円を超える場合にあっては、３万円）を減じて得た額（１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間を１箇月とする通勤手当として支給する。

（補則）

12　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第６号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の 7.95」を「100分の 25」に、「100分の 6.7」を「100分の 20」に、「100分の 5.7」を「100分の 16」に、「100分の 4.7」を「100分の 12」に、「100分の 3.7」を「100分の８」に、「100分の 2.7」を「100分の４」に改め、同条第２項中「した額」の次に「(給与条例第３条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額)」を加え、同条第３項及び第４項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改める。

第５条第２項中「に 100分の２を乗じて得た額（」を「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（」に、「100分の２を乗じて得た額を」を「100分の６を乗じて得た額を」に改め、同項に次の表を加える。

期間等の区分			支給割合
異動等の日から起算して４年に達するまでの間	特地公署	６級地から３級地まで	100分の６
		２級地又は１級地	100分の５
	準特地公署		100分の４
異動等の日から起算して４年に達した後から５年に達するまでの間			100分の４
異動等の日から起算して５年に達した後			100分の２

（備考）　別表第１の２の表の左欄に掲げる公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

第５条第３項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改め、同項第２号中「に 100分の２を乗じて得た額」を削る。

第６条第１項第２号中「等又は」を「等若しくは」に、「職員となつて」を「職員となり、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、」に改め、同項第３号中「又は」を「若しくは」に、「職員となつて」を「職員となり、又は法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項の規定による採用をされ、」に、「当該適用」を「当該適用又は採用」に改め、同項に次の３号を加える。

⑷　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地公署等に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前３年(人事委員会が別に定める条件に該当する者にあつては、６年)以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

⑸　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第27条の３第１項

又は第２項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

⑹　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が別に定めるもの

第６条第２項第１号中「及び第３号」を「から第５号まで」に改め、同項第２号中「日に」を「日又は法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項の規定による採用をされた日に」に改め、同項第３号中「日前」を「日又は法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項の規定による採用をされた日前」に改め、同項に次の３号を加える。

⑷　前項第４号に掲げる職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第１項及び第２項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

⑸　前項第５号に掲げる職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第１項及び第２項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

⑹　前項第６号に掲げる職員　人事委員会が別に定める期間及び額

別表第１の２の備考の１を削り、同備考の２を同備考とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

２　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年長野県条例第37号）附則第４項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第３条第２項から第４項まで並びに第５条第２項及び第３項の規定を適用する。

３　暫定再任用職員に対する改正後の規則第６条第１項及び第２項の規定の適用については、同条第１項第２号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下この項及び次項において「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（令和３年改正法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（令和３年改正法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは第７条第１項若しくは第３項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項若しくは第７条第１項若しくは第３項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第３号から第５号まで並びに同条第２項第２号及び第３号中「法第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第４号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年長野県条例第37号）附則第４項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第５号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

４　改正後の規則第６条第１項第２号及び第３号の規定は、令和７年４月１日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の４第１項若しくは第22条の５第１項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下この項において「令和３年改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を令和３年改正法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第７条第１項若しくは第３項の規定（以下「法第22条の４第１項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

５　改正後の規則第６条第１項第４号の規定は、令和７年４月１日以後に法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和７年４月１日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

６　改正後の規則第６条第１項第５号の規定は、令和７年４月１日以後に法第22条の４第１項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第６号）第27条の３各項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和７年４月１日以後である場合について適用する。

（令和10年３月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

７　令和７年４月１日から令和10年３月31日までの間における特地勤務手当等に関する規則第３条の３の規定の適用については、同条中「給与条例第17条の３」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年長野県条例第８号）附則第５項」とする。

人事委員会事務局

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第７号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年長野県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「たる者（」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「で給与条例第16条第１項の規定による届出がされている者に限る」を「をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

人事委員会事務局

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第８号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第27条の５第３項及び」を「第27条の５第２項及び第３項並びに」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「前条に規定する」を削り、同条第４号中「条例別表第８のア」を「別表のイ」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号中「条例別表第８のア」を「別表のイ」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号中「条例別表第８のア」を「別表のイ」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号中「条例別表第８のア」を「別表のイ」に改め、同号を同条第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑴　条例第27条の５第１項に規定する教育職員

その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表のアに掲げる額

附則第２項中「別表第８のアに」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

（別表）（第３条関係）

義務教育等教員特別手当

ア　教育職給料表⑶の適用を受ける学校職員

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級
		円	円	円	円
	１号俸から４号俸まで	2,000	2,100	4,900	7,400
	５号俸から８号俸まで	2,000	2,300	5,100	7,500
	９号俸から12号俸まで	2,100	2,400	5,200	7,600
	13号俸から16号俸まで	2,200	2,500	5,400	7,700
	17号俸から20号俸まで	2,300	2,600	5,500	7,900
	21号俸から24号俸まで	2,400	2,800	5,700	8,000
	25号俸から28号俸まで	2,600	2,900	5,900	
	29号俸から32号俸まで	2,700	3,000	6,000	
	33号俸から36号俸まで	2,800	3,200	6,100	
	37号俸から40号俸まで	2,900	3,300	6,300	
	41号俸から44号俸まで	3,100	3,500	6,400	
	45号俸から48号俸まで	3,200	3,700	6,600	
	49号俸から52号俸まで	3,300	3,800	6,800	
	53号俸から56号俸まで	3,400	4,100	6,900	
	57号俸から60号俸まで	3,500	4,300	7,000	

	61号俸から64号俸まで	3,600	4,500	7,100	
	65号俸から68号俸まで	3,700	4,800	7,200	
	69号俸から72号俸まで	3,800	4,900	7,300	
	73号俸から76号俸まで	3,900	5,100	7,400	
	77号俸から80号俸まで	4,000	5,300	7,500	
定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員	81号俸から84号俸まで	4,100	5,400	7,500	
	85号俸から88号俸まで	4,100	5,500		
	89号俸から92号俸まで	4,200	5,600		
	93号俸から96号俸まで	4,300	5,800		
	97号俸から100号俸まで	4,400	5,900		
	101号俸から104号俸まで	4,400	6,100		
	105号俸から108号俸まで	4,500	6,200		
	109号俸から112号俸まで	4,500	6,300		
	113号俸から116号俸まで	4,600	6,400		
	117号俸から120号俸まで	4,700	6,500		
	121号俸から124号俸まで	4,700	6,600		
	125号俸から128号俸まで	4,800	6,700		
	129号俸から132号俸まで		6,800		
	133号俸から136号俸まで		6,900		
	137号俸から140号俸まで		6,900		
	141号俸から144号俸まで		6,900		
	145号俸から148号俸まで		7,000		
	149号俸から152号俸まで		7,100		
	153号俸から156号俸まで		7,100		
	157号俸		7,100		
定年前再任用短時間勤務学校職員		3,200	3,800	5,100	6,400

イ　教育職給料表(2)の適用を受ける学校職員

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級
		円	円	円	円
	１号俸から４号俸まで	2,000	2,500	5,700	7,400
	５号俸から８号俸まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	９号俸から12号俸まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13号俸から16号俸まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17号俸から20号俸まで	2,300	3,000	6,300	7,900
	21号俸から24号俸まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25号俸から28号俸まで	2,600	3,300	6,600	
	29号俸から32号俸まで	2,700	3,500	6,800	
	33号俸から36号俸まで	2,800	3,700	6,900	
	37号俸から40号俸まで	2,900	3,800	7,000	
	41号俸から44号俸まで	3,100	4,100	7,100	
	45号俸から48号俸まで	3,200	4,300	7,200	
	49号俸から52号俸まで	3,300	4,500	7,300	
	53号俸から56号俸まで	3,400	4,800	7,400	
	57号俸から60号俸まで	3,500	4,900	7,500	
	61号俸から64号俸まで	3,600	5,100	7,500	
	65号俸から68号俸まで	3,700	5,300		
	69号俸から72号俸まで	3,800	5,400		
	73号俸から76号俸まで	3,900	5,500		
	77号俸から80号俸まで	4,000	5,600		

定年前再任用短時間勤務学校職員以外の職員	81号俸から84号俸まで	4,100	5,800		
	85号俸から88号俸まで	4,100	5,900		
	89号俸から92号俸まで	4,200	6,100		
	93号俸から96号俸まで	4,300	6,200		
	97号俸から100号俸まで	4,400	6,300		
	101号俸から104号俸まで	4,400	6,400		
	105号俸から108号俸まで	4,500	6,500		
	109号俸から112号俸まで	4,500	6,600		
	113号俸から116号俸まで	4,600	6,700		
	117号俸から120号俸まで	4,700	6,800		
	121号俸から124号俸まで	4,700	6,900		
	125号俸から128号俸まで	4,800	6,900		
	129号俸から132号俸まで	4,900	6,900		
	133号俸から136号俸まで	4,900	7,000		
	137号俸から140号俸まで	4,900	7,100		
	141号俸から144号俸まで	5,000	7,100		
	145号俸から148号俸まで	5,100	7,100		
	149号俸から152号俸まで	5,100			
	153号俸	5,100			
定年前再任用短時間勤務学校職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

人事委員会事務局

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第９号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成２年長野県人事委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「が疾病」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病」に改める。

第３条中「ただし書」の次に「並びに第２項」を加える。

第４条第１号を削り、同条第２号を同条第１号とし、同条第３号中「第５号」を「第４号」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第７号中「第２号」を「第１号」に、「第１号のア又はイに掲げる事由の発生」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「と、」を「と、「第２条」とあるのを「前項」と、」に、「事由の発生」を「適用」に改め、同号を同条第６号とし、同条第８号を同条第７号とし、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

給与条例第21条の４第２項に規定する人事委員会が定めるやむを得ない事情は、第２条に規定するやむを得ない事情とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

２　単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和５年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第２項から第４項までを削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

人事委員会事務局

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第10号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成３年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「次条」を「第３条」に改める。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

第４条　次に掲げる場合には、給与条例第31条の２第１項第２号に掲げる勤務に係る管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同号に掲げる勤務は、同項第１号の勤務とみなす。

⑴　給与条例第31条の２第１項第１号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第２号に掲げる勤務をした場合

⑵　給与条例第31条の２第１項第２号に掲げる勤務をした後、引き続いて同項第１号に掲げる勤務をした場合

第３条を削る。

第２条の前の見出しを削り、同条第１項第１号中「及び次条」を削り、同項第２号中「次条第１項第２号」を「次項第２号」に改め、同項第４号のア中「第５条第４項」を「第５条第５項」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　給与条例第31条の２第２項第２号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　次号に掲げる職員以外の管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第２条の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　１種　6,000円

イ　２種又は３種　5,000円

ウ　４種又は５種　4,000円

エ　６種又は７種　3,000円

オ　８種又は９種　2,000円

⑵　定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第２条の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　１種　5,500円

イ　２種又は３種　4,500円

ウ　４種又は５種　3,500円

エ　６種又は７種　2,500円

オ　８種又は９種　1,500円

⑶　任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア　６号俸、７号俸又は任期付職員条例第７条第３項の規定による給料月額　6,000円

イ　５号俸　5,000円

ウ　２号俸、３号俸又は４号俸　4,000円

エ　１号俸　3,000円

⑷　任期付研究員条例第３条第１号に掲げる場合に該当し、同条の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア　６号俸又は任期付研究員条例第５条第５項の規定による給料月額　6,000円

イ　４号俸又は５号俸　5,000円

ウ　２号俸又は３号俸　4,000円

エ　１号俸　3,000円

第２条を第３条とし、第１条の次に次の見出し及び１条を加える。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第２条　給与条例第31条の２第２項の人事委員会が定める勤務は、同条第１項第１号に掲げる勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。

附則第２項の見出し中「管理監督職員特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改め、同項中「第２条第１項及び第３条第１項」を「第３条」に、「第２条第１項第１号及び第３条第１項第１号」を「同条第１項第１号及び第２項第１号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

２　管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和５年長野県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第２条第１項及び第３条第１項」を「第３条」に改める。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第９条第３項」を「附則第９条第２項」に改める。

⑴　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和５年長野県人事委員会規則第４号）附則第２項

⑵　給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和５年長野県人事委員会規則第７号）附則第４項

⑶　再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部を改正する規則（令和５年長野県人事委員会規則第17号）附則第２項

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第４条の５第２項第２号中「、条例第５条の２第２項の規定による請求にあつては３歳に、同条第３項の規定による請求にあつては」を削る。

第８条第１項の表の第13号中「配偶者」の次に「又は子若しくは子の配偶者」を加え、同表の第14号中「配偶者が」を「配偶者又は子若しくは子の配偶者が」に、「又は」を「若しくは」に、「とき」を「とき又は当該分べんに係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話を行うとき」に改め、同表の第15号中「又は配偶者の父母」を「、配偶者の父母又は孫」に、「看護」を「看護等」に、「又は養育」を「、養育」に、「世話を」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴う養育する満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する小学校第３学年修了前の子」という。）の世話を行うこと又は養育する小学校第３学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることを」に改め、同表の第20号を第21号とし、同表の第19号の次に次のように加える。

20　次に掲げる団体が行う地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動を除く。）に従事する場合 ⑴　地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第７項に規定する認可地縁団体 ⑵　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条の２第２号に規定する自主防災組織 ⑶　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人 ⑷　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第２条第１項に規定するＰＴＡ又はこれに類する団体 ⑸　地域において子どもを対象としてスポーツ又は文化活動を行う団体（人事委員会が定めるものに限る。） ⑹　⑴から⑸までに掲げるもののほか、地域住民を主体として構成される団体	一の年において５日を超えない範囲内で必要と認める期間

第８条第２項中「又は第19号」を「、第19号又は第20号」に改める。
第11条第１項中「第８条第１項の表の第20号」を「第８条第１項の表の第21号」に改める。
附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和７年３月24日

長野県人事委員会委員長　青　木　　悟

長野県人事委員会規則第13号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第５条中「総務部総務事務課長」を「総務部職員総務課総務事務審査幹」に改める。
別表第１の２の⑴中「別表第２の１の⑵」を「別表第２の２の⑵」に改める。
別表第２の５の⑵中「シまで」を「サまで」に改め、同５の⑵のサを削り、同⑵のシを同⑵のサとし、同５の⑹中「(昭和39年長野県人事委員会規則第２号)」を削り、同⑹を同５の⑺とし、同５の⑸の次に次のように加える。
⑹　期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第２号）第４条ただし書の規定による人事委員会が別に定める職及び割合を定めること（事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。）。
別表第２の７の⑷を同７の⑸とし、同７の⑶を同７の⑷とし、同７の⑵の次に次のように加える。
⑶　勤務時間規則第２条の３第４項の規定による職員の申告を経て行う勤務時間の割振り等の基準の特例に関する協議に応じること。
別表第４中「総務部総務事務課長」を「総務部職員総務課総務事務審査幹」に改める。
附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。

人事委員会事務局

告　示

長野県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第２項において準用する同法第62条第１項の規定により、次のとおり告示します。
令和７年３月24日

長野県知事　阿　部　守　一

１　施行者の名称
野沢温泉村
２　都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業　野沢温泉村公共下水道
３　事業施行期間
昭和33年11月10日から
令和13年３月31日まで
４　事業地
(1) 収容の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

水道・生活排水課